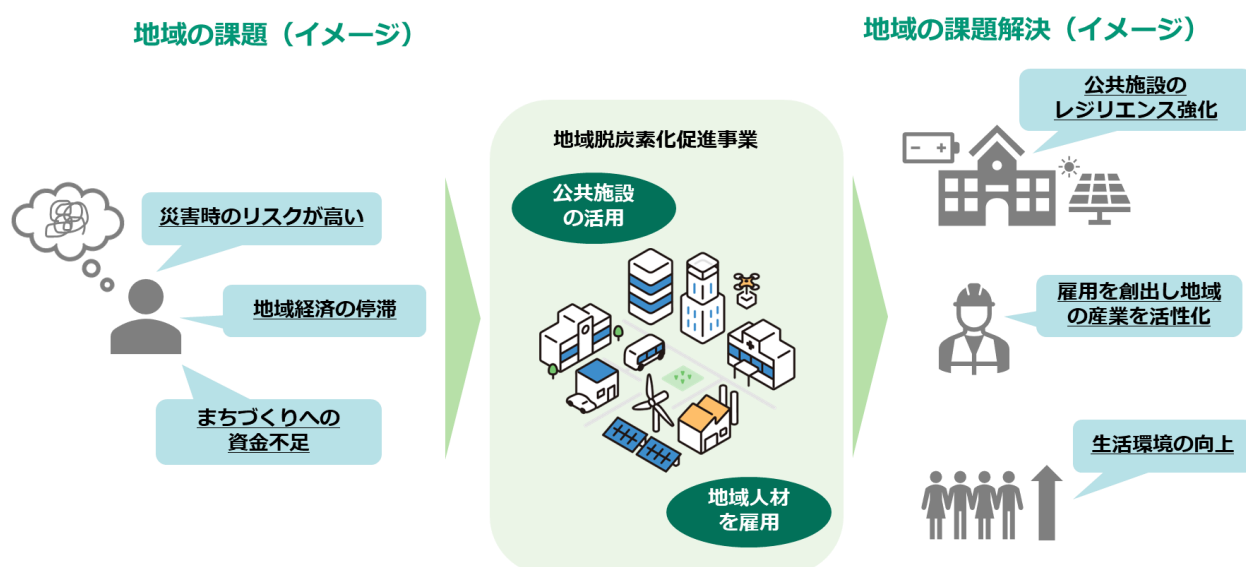


第7章 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

7-1 地域脱炭素化促進事業の制度概要

令和3(2021)年5月に改正された温対法では、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれました。市町村は、区域施策編を策定する場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

地域脱炭素化促進事業は、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設(地域脱炭素化促進施設)の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものとして定義されます。地域脱炭素化促進事業を通じて、地域の課題に応じて地域に貢献する再エネ事業を実施することにより、地域の課題解決につなげることが期待されています。



出典：地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)

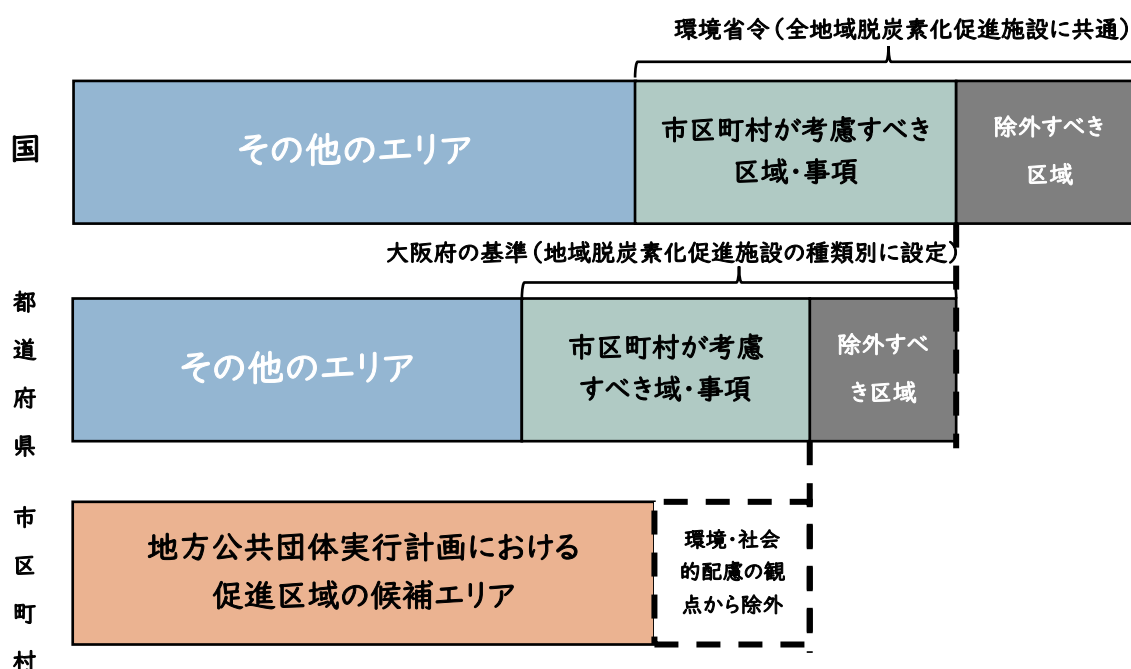
図7-1 地域脱炭素化促進事業のイメージ

7-2 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）の検討

(1) 促進区域設定の流れ

再生可能エネルギーを最大限に導入し、地域の持続的発展を実現するために、国や都道府県の定める環境保全に係る基準に則って「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）」の設定を検討します。市区町村は、図7-2のように、国や都道府県の基準で定める「促進区域に含めないこととする区域（除外すべき区域）」について、促進区域として設定することはできません。

これらの条件から、促進区域候補となった適地について、各関係者との合意形成の上、促進区域の設定を行います。



出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）

図7-2 促進区域の設定フロー

(2) 促進区域抽出の方法

促進区域の主な抽出方法としては、表7-1のとおり環境省のマニュアルにおいて4種類が想定されています。

表 7-1 促進区域の抽出方法

類型	具体的な内容
広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者、関係機関による配慮、調整の元で、広域的な観点から、促進区域を抽出します。
地区、街区指定型	スマートコミュニティの形成や PPA※普及啓発を行う地区、街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市区町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。
公有地、公共施設活用型	公有地、公共施設等の利用募集、マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地、公共施設を促進区域として設定します。
事業提案型	事業者、住民等による提案を受けること等により、個々のプロジェクト予定地を促進区域として設定します。

※PPA:Power Purchase Agreement(電力販売契約)の略称。オンサイト PPA モデルとして、敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有、維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み等がある。

7-3 門真市における促進区域の方向性

再生可能エネルギーを最大限に導入するため、長期的な視点においては広域的ゾーニング型により門真市全体を対象として綿密に関係機関との調整を行い、導入に問題のない適地を促進区域として設定することが理想的ですが、まずは、スタートアップとして短期的な視点から、門真市が所有している市有地や市施設について促進区域として設定し、拡大を図ります。

なお、促進区域外であっても、事業提案型で促進区域の提案が行われた場合には、個別に区域として設定することを検討します。

門真市における促進区域の方向性

公有地、公共施設活用型 （市有地、市施設）

